

平成 29 年度 第 2 回大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会 議事概要

1 日 時 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午前 10 時から正午まで

2 場 所 プリムローズ大阪 3 階「高砂東」

3 出席者

(1) 個人情報保護審議会委員

会長 中川 丈久 委員 上田 健介 委員 比嘉 邦子 委員 尾形 健

(2) 事務局

事務局長 薦田 昌弘 事務局次長兼総務企画課長 大森 秀樹

給付課長 太田 良一 総務グループ長 大本 雄二

事業グループ長 中島 英昭 給付グループ長 山田 亮

4 議 題

(1) 歯科健診結果情報のデータ提供について (諮問案件)

(2) 第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について (諮問案件)

(3) 個人情報の開示請求及び提供状況について (報告案件)

(4) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に係る対応について

5 傍聴人 1 名

6 議事の要旨

(1) 歯科健診結果情報のデータ提供について (諮問案件)

《各委員からの意見 (抜粋)》

①広域連合が収集したデータを市町村へ提供することになるが、これらに係る個人情報は、条例に基づき収集しているのか。また、被保険者へ市町村に提供する旨の告知をしているのか。

(事務局回答)

歯科健康診査受診票に「広域連合及び市町村の保健事業以外での使用はいたしません。」と明記し、了承した被保険者のみが歯科健診を受診できることとしている。

②実施主体は広域連合であるが、実質は市町村がその後のフォローをすることから、データ提供するという流れとなっているのか。

(事務局回答)

保健事業は、被保険者の身近な市町村に実務をお願いしているが、今回の歯科健診も市町村に実務をお願いすることで、現在、市町村で行っている要治療の方への受診勧奨などの事業を継続できるようにしたいと考えている。

③歯科健診をきっかけに被保険者の歯の治療に役立てることが狙いなのか。

(事務局回答)

高齢者には、歯科だけではなく口腔機能 (噛む力・飲み込む力) も重要となることから、運動機能の維持という介護的な予防も踏まえた事業である。

④補助方式では、歯科健診を実施できない市町村が多く存在したことから、広域連合

が実施主体になったとの説明であったが、これまで保健事業を行っていない市町村は、情報提供を受けることで何らかの事業を始めるのか。

(事務局回答)

今回のデータ提供は、現在、歯科に関する保健事業を実施している市町村及び、これから歯科健診の結果に基づき歯科に関する保健事業を実施する市町村に対して、市町村からの依頼に基づいて行うもので、府内全市町村へ一律にデータ提供するわけではないが、広域連合から市町村へのデータ提供は、歯科に関する保健事業実施への一助となる。

(会長)

諮問の内容について、適当であると認める答申でよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(2) 第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について (諮問案件)

《各委員からの意見 (抜粋)》

①介護保険者の損害賠償請求漏れを防ぐためとのことであるが、現在どうしているのか。

(事務局回答)

介護保険側では、事故発生からある程度時間が経過してからの介護保険サービスの認定となるので、被保険者・保険者が共に気付きにくい状況であった。

また、介護保険では、平成28年3月31日まで、第三者行為の傷病届の提出が義務付けられておらず、被保険者・保険者側も意識していなかった事案であったため、現在、取り組みを強化しているところである。

②高齢者であり、事故から長時間経過すれば、因果関係も判断しづらくなるのでは。

(事務局回答)

そのとおりである。

(会長)

諮問の内容について、適当であると認める答申でよろしいか。

(全委員)

異議なし

(3) 個人情報の開示請求及び提供状況について (報告案件)

《各委員からの意見 (抜粋)》

①警察からの問い合わせでは、理由がはっきりしないため、存否も含めて答えないケースがあるかと思われるが。

(事務局回答)

警察からの問い合わせでは、照会理由が不明瞭であり、広域連合から電話にて理由を確認するも応じない場合は、被保険者の権利を侵害する恐れもあるので、情報提供はしていない。

②警察からの照会について、開示、非開示の線引きはどうしているのか。

(事務局回答)

本人に不利益となる恐れがある場合は慎重に扱っている。また、被保険者の身柄の保護といった場合は情報提供している。

③拘留に耐え得るかの回答は、本人の利益にも不利益にもなり得るが。

(事務局回答)

拘留がすでに不利益な状態であることから、提供することにより、本人の利益は生じて不利益は生じないと考えている。なお、拘留前の照会には応じていない。

(4) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に係る対応について

《各委員からの意見(抜粋)》

①条例改正の内容は、法の改正内容に沿ったものか。

(事務局回答)

条例改正の内容は、法改正の趣旨に則って改正しようと考えている。

②改正を見送る項目は2点ということか。一つは非識別加工情報で、改正するとなれば色々大変だと思われるが。

(事務局回答)

現時点では民間業者からの依頼がない。また、実際に非識別加工情報を提供するためには、膨大なルールを決める必要がある。大阪府及び府内市町村も改正していないことから、現時点で、早急に改正する必要はないと考えている。今後、国等の指導や府の動き、府内市町村の状況が進めば、広域連合でも速やかに検討を進めていきたいと考えている。

③改正を見送るオンライン結合も同様の考えか。

(事務局回答)

オンライン結合について、大阪府では、他の地方公共団体への提供などは、保護審議会に諮らない規定となっているが、府内の政令市、中核市の状況を確認したところ、保護審議会に諮ることとする規定が残っている。広域連合は、府内市町村の集合体であり、市町村で認めていないものを認めるほどの必要性がないと認識している。今後、府内市町村の動向を見ながら検討を進めていきたいと考えている。

④死者の個人情報は保護の対象に含まない運用なのか。

(事務局回答)

死者の情報を保護の対象から除くとした場合、遺族等へのレセプト開示が「個人情報保護条例第8条第1項第6号」の審議会の諮問に基づくルールで運用しているため、その兼ね合いが懸念される。

⑤現状、死者の個人情報は保護の対象に含まれるという解釈で運用しており、現時点で不都合が生じてなければ、明確にする必要はないのでは。

(事務局回答)

これらの意見を参考とし、事務局にて検討を進めていきたい。また、必要に応じて、最終的な方向性を委員にお示ししたい。

⑥国から「生存する」という文言を明記しなさいという指示が出ているのか。

(事務局回答)

地方公共団体の実情に応じて適切に判断するようとの通知があったのみである。

また、歴史的文書を含めた死者の個人情報を扱う国の機関と亡くなってから10年以内の個人情報を主に扱う地方公共団体とでは視点が異なることから、これらの相違を踏まえたうえで、方向性を検討していきたい。